



# 即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

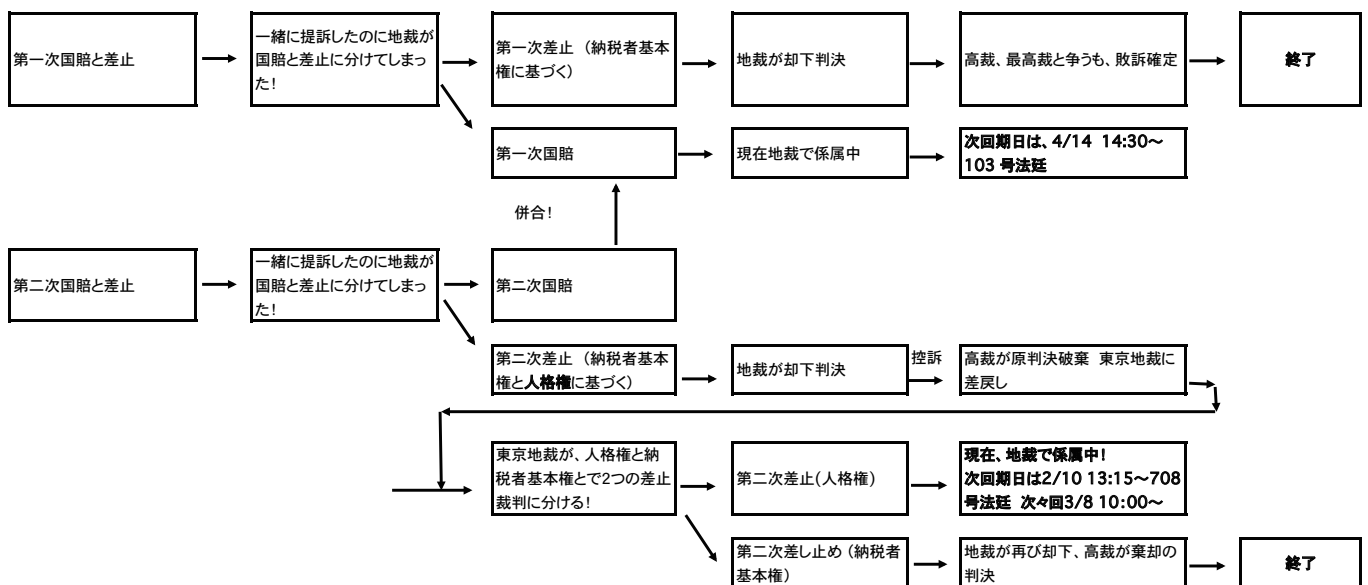
## 第08号

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net HP: http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座: 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

## 2・3・4月と毎月口頭弁論が開かれます。 違憲の儀式を問う裁判への傍聴を！



先月発行したニュース07号で告知した2つの裁判(人格権に基づく差止訴訟と国家賠償請求訴訟)で、次回以降の期日が立て続けに入りました。人格権に基づく差止訴訟は2月・3月、国家賠償請求訴訟の方は4月と、毎月1回ずつ次回期日が入っています。その告知のためにも、今回前倒しでニュースの発行を決めました(しかし、この新型コロナ感染の蔓延による「緊急事態宣言」再発令という状況の下で、裁判所による一方的な期日の取り消しがなされることも危惧されます。その際には「はがき通信」などで告知しますので、ご注意ください)。

### ❖ 「納税者基本権」に基づく差止訴訟は終結

本来一つの裁判として出発したこの「即位・大嘗祭違憲訴訟」はいくつかに分離され、現在そのうちの2つが東京地裁に係属中です。前号のニュースに掲載した、弁護士団でまとめた裁判の現状についてのフローチャートが好評でしたので、今号にもそれを掲げます。

### 人格権に基づく、差止請求裁判 第4回口頭弁論

2月10日(水) 13時15分～  
東京地方裁判所 708号法廷(地下鉄霞ヶ関駅下車)

### 同 第5回口頭弁論

3月8日(月) 10時～  
東京地方裁判所 法廷未定

### 国家賠償請求裁判 第7回口頭弁論

4月14日(水) 14時30分～  
東京地方裁判所 103号法廷

\*ともに終了後、弁護士会館にて報告集会(予定)  
積極的な傍聴支援をお願いいたします。

図にもあるように、この裁判において、国賠と分離された差止請求裁判をさらに2つに再分離した差止訴訟(第二次)のうちの1つである、「納税者基本権」に基づく差止訴訟が、3月3日の東京地裁での却下に続き、10月7日に東京高裁でも棄却されてしまいました(民事第9部・小川秀樹裁判長)。ともに1回も口頭弁論が開かれないうままという、ひどい決定です。ここで、通常であれば最高裁に上告するところですが、第一次訴訟は早々に上告棄却になっていること、もともと1回も口頭弁論が開かれなかったこの事件を、ただでさえ弁論を開かない最高裁で弁論が開かれるということも現実には考えられないこと、また「人格権に基づく差止訴訟」の方は月1回のペースで口頭弁論を維持していることなどを考慮して、原告(2名)・原告団事務局・弁護団で協議し、あえて上告を見送ることとしました。もちろん、同時進行している訴訟にエネルギーを集中するためでもあります。これをもって、「納税者基本権」に基づく差止訴訟は終結ということになりました。

#### ❖ 人格権に基づく差止訴訟第3回口頭弁論

さて、人格権に基づく差止訴訟第3回口頭弁論ですが、10月14日、東京地裁708号法廷で行われました。

次ページの傍聴記にもあるように、今回新たに、先日行われた「立皇嗣の礼」についても訴因に追加することにしました。しかし国側は、「即大」と立皇嗣の礼とは関係ないと言い張ります(政府は一連の「代替わり」儀式の最後に「立皇嗣の礼」を位置づけているにも関わらず)。「即大」儀式に関する予算執行はすでになされているので、国側は、差止めについてはもはや「訴えの利益はない」として門前払いをねらっているのは明らかです。このまま訴因の追加の是非についてあれこれもめているうちに、「立皇嗣の礼」についても予算が執行されてしまっては困るということもあり、やや不満は残るところですが、「即位・大嘗祭」については訴えを取り下げ、形式的に「新たな訴訟」という形で「立皇嗣の礼」に関する差止めを求めることにしました。このあたりの経緯は前号で報告した通りですが、実質的に今回が「新訴」の第1回目の法廷ということになりました。

弁護団の提出した書面に対して、国側は反論の書面を出すことになっていますが、その提出期限は1月末。それを受けて、2月、3月と引き続き弁論期日が入りました。

「立皇嗣の礼」の中心儀式である「立皇嗣宣明の儀」と「朝見の儀」は11月8日に強行されてしまいましたが、「立皇嗣の礼」関連の「皇室行事」である、秋篠宮の伊勢神宮、神武天皇陵、昭和天皇陵への参拝は延期されたままです。「代替わり」儀式はまだ終わっていません。

#### ❖ 国家賠償請求訴訟第6回口頭弁論

12月21日には、国賠請求訴訟の第6回口頭弁論がもたれました。

これも、次ページの傍聴記を見ていただきたいのですが、103号法廷に着席すると、入ってきた裁判長がこれまでとは別人です。係属していた東京地裁民事第10部の鈴木正紀裁判長が、武藤貴明という人物に代わりました。武藤裁判長がはじめに自己紹介し(これは珍しいことらしいです)、裁判体が替わったので、従来の主張で「弁論更新」しますか、と述べます。あとで確認すると、裁判長の交代について弁護士にも連絡がなかったということで、これはひどい。弁論更新があるなら、あらためて原告の意見陳述をするとか、やれることもあったものを。

原告側は、2本の準備書面を提出しました(第6・第7準備書面)。

まず原告側は「立皇嗣の礼」と、国が協賛した「国民祭典」について「訴えの追加的変更」をしました。国の行った行為に対する「賠償請求」裁判なので、訴因の取り下げはありません。

続いて違憲論の「法律的枠組み」について主張されました。国の主張は、「国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地がない」「本件儀式等は、個々の国民に向けた行為ないし処分ではなく、個々の国民の人格的利益に対する圧迫・干渉を生じさせるようなものでもないものであって、そもそも、その性質上、人格的利益が保護されるための最低限度の侵害すら生じる余地がないことが明らかなものである」としています。これに対して、「国賠法1条1項における権利ないし法的利益の侵害」についての考え方を、主権者としての位置、納税者基本権、思想・良心の自由、政教分離違反、信教の自由などに基づき整理し、本件においても、その判断要素として、「行為不法としての国民主権原理違反、政教分離原則違反(仮に、被告日本国が主張するような制度的保障論によった場合)、結果不法としての各被侵害利益の侵害のほか、行為そのものとしての本件諸儀式等の意義・歴史的沿革、および神権天皇制・天皇制ファシズムを日本国憲法が否定した経緯・趣旨など」が存在すると結論づけました。

今後の法廷は、これらを内容的に主張・立証していくことが中心になるでしょう。「即位・大嘗祭」および「代替わり」関連諸儀式と、それらを通じて突出する天皇制のシステムを問うこの裁判。ぜひ傍聴に集まって下さい。

# 12月、ふたつの裁判を傍聴して

## 人格権に基づく差止訴訟 第3回口頭弁論

12月9日（水）、東京地裁にて即位・大嘗祭の差止請求裁判が行なわれた。静岡から午前10時15分の開廷に間に合わせるのはなかなか大変だったが、苦勞して行ってみると予定時間はたったの5分間。「ふざけるな！」と怒りが込み上げた。

何が何だかわからないままに法廷でのやり取りは終わった。傍聴も少し休んでいたし、直近のニュースも読んでいなかったのだから、裁判の「現在（いま）」が分からない。報告集会でじっと聞いていると、分離され千々に分かれたこの即大裁判で残っているのは一次と二次が併合した国賠訴訟（12月21日予定）と、第二次差止訴訟のうち「納税者基本権」に基づく訴訟（既に終了）とは分離された今回の「人格権」に基づく訴訟（第3回目）の2つだけとのこと。権力は我々のやむにやまれぬ訴えをかくも細分化して、あくまで形式的にのみ処理しようとしているのか！

しかしながら、異例の差戻し裁判である。弁護士さんも原告団事務局も十分手は打ってくれていた。既に行事も費用の支出も終わっている「即位の礼」「大嘗祭」だけでは「訴えの利益なし」と門前払いされそう。すかさず「立皇嗣の礼」を追加（訴因の変更）した上で、「政教分離」の趣旨と解釈を「信教の自由」との関わりにおいて明確に位置付けながら、見事に憲法論を展開してくれた。政教分離違反が認められる場合でも、個人にはそれを理由として訴える「利益」は認められないという司法の常套的逃げ口上を先回りしてしっかり封じてくれたのだ（第2準備書面）。年度内結審の見通しもたった。

代替わり儀式は終わっていない。伊勢神参拝などの「立皇嗣の礼」関連行事が延期されたままであるから。儀式が終わっても代替わりは終わらない。わたしたちの裁判が「待った！」をかけているから。儀式の違憲性のみには終わらない、天皇制そのものに「NO!」を突き付ける裁判となることを期待したい！！

（原告／山河 進）

## 国家賠償請求訴訟 第6回口頭弁論

私は原告でありながら、まだ一度も弁論の傍聴に行けていませんでしたが、昨年12月21日の第6回弁論に初めて傍聴に行きました。

開廷して出てきた裁判長は以外と若いなあと思いまし

た。なんでも、この日、裁判長が代わるので弁論の更新ということでした。私は、この種の訴訟では弁論の更新のときには、それまでの主張・立証についての要点について裁判所に口頭で説明すると思っていたのですが、以外にも通常の一般の訴訟と同じように「従前どおり」ということですね。弁論の更新手続きを終わってしまい、アレッと思いました。

本論に入り、裁判所は原告、被告双方から提出された書面を確認し、双方に2月末までに必要な書面の提出を命じ、そして、次回期日を4月14日（水）14:30からと指定し閉廷となりました。私の目にはこの裁判長はテキパキと訴訟手続きを進めているように見えてましたが、それほど強権的には見えませんでした。

弁論終了後、裁判所の隣の弁護士会館で報告集会が行われました。

弁護団からの報告では、今回の弁論の更新の件は裁判所から弁護団に事前には全く連絡はなく、今日の弁論で初めて知ったので、弁論の更新手続きに対する準備が何もできてなく、びっくりしているうちにあのとおり「従前どおり」という形で済ませることになってしまったということでした。この件に関しては弁護団から裁判所に対して抗議するとともに、次回弁論では意見陳述の申し入れをすることでした。この説明を聞いて私はああ、そうだったのかと思いました。それから被告はこれまで求釈明に対して回答しないこととしていたのを、求釈明することにしたそうです。

約30年前の前の天皇代替わりのときは、大阪で加島宏弁護士が全国に呼びかけ、約1700人の原告で「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟を提訴しましたが、被告は国賠訴訟ゆえ、被侵害利益がないとして、裁判所に対してただただ訴えの棄却を求め求釈明にも応じませんでした。今回は実質審理に入れそうなので今後の弁論が楽しみです。

今回の天皇代替わりでは、関西では「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟を提訴することはできず、私は東京で提訴していただいた即位・大嘗祭違憲訴訟に原告として参加させてもらっています。今回、関西では京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟を住民訴訟として提訴したこともあり、これからはできる限りこの東京での即位・大嘗祭違憲訴訟の傍聴に行きますので今後ともよろしくお願ひします。

（原告／高橋 靖）

# 住民訴訟「京都・<sup>すきでんぬきほ</sup>主基田拔穂の儀違憲住民訴訟」 いよいよ開始

京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟団 事務局 ● 高橋 靖

京都・主基田拔穂の儀違憲住民訴訟は2020年11月4日、京都地裁に提訴し、その後の11月14日、支援集会を開催しました。

最初に原告兼事務局の代表として菱木政晴さんがこの訴訟の提訴に至るまでの経過を簡単に説明した後、原告、弁護団のメンバー全員に発言してもらいました。原告の方々の発言は各々のさまざまな立場からの発言でたいへん聴きごたえのあるものでした。

弁護団からの発言の中で、加島弁護団長は、「最高裁が言っていることは論理的にムチャクチャなのでいつかは覆すことができるはずだ。『社会的儀礼』で何でも通すな、そうはいかないぞということを訴え続けなければならない。判決は1回ではひっくり返らないので、裁判は繰り返してやっていってわれわれはへこたれないことを示さなければならない。最高裁をやっつけるつもりで京都と大阪で力を合わせて、法廷でおもしろい弁論を展開してゆきたい。」と述べました。この集会には、東京地裁で闘われている即位・大嘗祭違憲訴訟団から辻子実さんが駆けつけてくださり、激励の言葉をいただきました。

この京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟団はまだ始まったばかりで、やっと第1回弁論が2月9日(火)11:30から京都地裁で開かれます。裁判所との交渉で当日の弁論では原告意見陳述、弁護団からの口頭での陳述等で30分を予定しています。

また、弁論とは別に順次学習会も予定しています。このニュースの発行時点ではすでに終了していますが、その第1回目として1月23日(土)14:00から、エル

大阪にて原告である京都大学教員(教育学)の駒込武さんを講師(ただし新型コロナの関係で駒込さんは遠隔講演)として開催予定です。

ところで、この訴訟は同種の訴訟である原告敗訴の大分拔穂の儀違憲訴訟2002年最高裁判例を覆さなければならず、弁護団の他、学者証人も必要です。ところが、住民訴訟なので、原告は京都府民の監査請求人に限られ、原告は12人のみということもあり、関西中心に支援の呼びかけはしていますが、まだまだ財政的に厳しい状況です。そのためサポーターを募集中ですので、ぜひみなさんのご支援をよろしくお願いいたします。

- \* サポーター年会費 一口1,000円(出来れば複数口)
- \* 団体賛同金 一口5,000円(何口でも可)
- 郵便振替口座番号: 00980-8-35073
- 加入者名: 靖国抗議アジア訴訟団

## 第1回口頭弁論

2021年2月9日(火)

11時30分開廷

\* 抽選あり、10時正門前集合  
京都地裁101号法廷(地下鉄丸太町)

### —原告陳述・弁護士弁論—

裁判終了後弁護士会館にて報告集会予定  
(マスク着用をお願いします)

## 【原告会費納入とカンパのお願い】

前号会計報告でお知らせした通り、即位・大嘗祭違憲訴訟は「複数」の訴訟から成り立っており、弁護団もかなり負担を強いられています。

現時点で訴訟費用・弁護士費用の立て替えもあり、今後本格化する口頭弁論のための費用が必要になります。

\* 2020年度の年会費未納の方は、ご送金を宜しくお願います。(一口3,000円)、支援カンパも大歓迎です。

郵便振替口座番号: 00120-3-29325  
加入者名: 即位・大嘗祭違憲訴訟の会

## 活動日誌(12月-1月)

[2020年]

12月9日(水) 人格権に基づく差止訴訟差し戻し審第3回口頭弁論(東京地裁708号法廷)、報告集会(弁護士会館) / 弁護団会議

12月21日(月) 国家賠償請求裁判第6回口頭弁論(東京地裁103号法廷)、報告集会(弁護士会館) / 弁護団会議

[2021年]

1月12日(火) 弁護団会議

1月29日(金) ニュース08号発送、第13回事務局会議